

人事院は、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）に基づき、人事院規則一〇―五（職員の放射線障害の防止）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和元年八月十九日

人事院総裁 一宮 なほみ

人事院規則一〇―五―一〇

人事院規則一〇―五（職員の放射線障害の防止）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一〇―五（職員の放射線障害の防止）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>（職員の線量の測定）</p> <p>第五条（略）</p> <p>2・3（略）</p>	<p>（職員の線量の測定）</p> <p>第五条（略）</p> <p>2・3（略）</p>

4 前三項に規定する測定並びにこれらの測定の結果に基づく実効線量及び等価線量の算定は、放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和三十三年法律第六十七号。以下「放射性同位元素等規制法」という。）第二十条の規定に基づいて定められる技術上の基準によつて行うものとする。

（施設等の基準）

第六条 各省各庁の長は、職員に放射線業務（第三条第五項第八号の業務を除く。）を行わせるには次条から第十条までに定めるもののほか、放射性同位元素等規制法第六条、医療法（昭和三十三年法律第二百五号）第二十三条及び核原

4 前三項に規定する測定並びにこれらの測定の結果に基づく実効線量及び等価線量の算定は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十三年法律第六十七号。以下「防止法」という。）第二十条の規定に基づいて定められる技術上の基準によつて行うものとする。

（施設等の基準）

第六条 各省各庁の長は、職員に放射線業務（第三条第五項第八号の業務を除く。）を行わせるには次条から第十条までに定めるもののほか、防止法第六条、医療法（昭和三十三年法律第二百五号）第二十三条及び核原料物質、核燃料物

料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第二十四条第一項に規定する基準に適合した施設等で行わせなければならない。

(汚染の防止及び除去)

第十六条 各省各庁の長は、密封されていない放射性物質又はこれにより汚染された物を使用し、保管し、運搬し、保管廃棄し、又は廃棄する場合等において、放射性物質による汚染（以下「汚染」という。）を防止し、又は除去するに当たっては、次条から第十九条までに定めるもののほか、放射性同位元素等規制法第十五条から第十九条までの規定に基づいて定められる技

質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第二十四条第一項に規定する基準に適合した施設等で行わせなければならない。

(汚染の防止及び除去)

第十六条 各省各庁の長は、密封されていない放射性物質又はこれにより汚染された物を使用し、保管し、運搬し、保管廃棄し、又は廃棄する場合等において、放射性物質による汚染（以下「汚染」という。）を防止し、又は除去するに当たっては、次条から第十九条までに定めるもののほか、防止法第十五条から第十九条までの規定に基づいて定められる技術上の基準に適合

術上の基準に適合した方法で行わなければならない。
ない。

した方法で行わなければならない。

附 則

この規則は、令和元年九月一日から施行する。